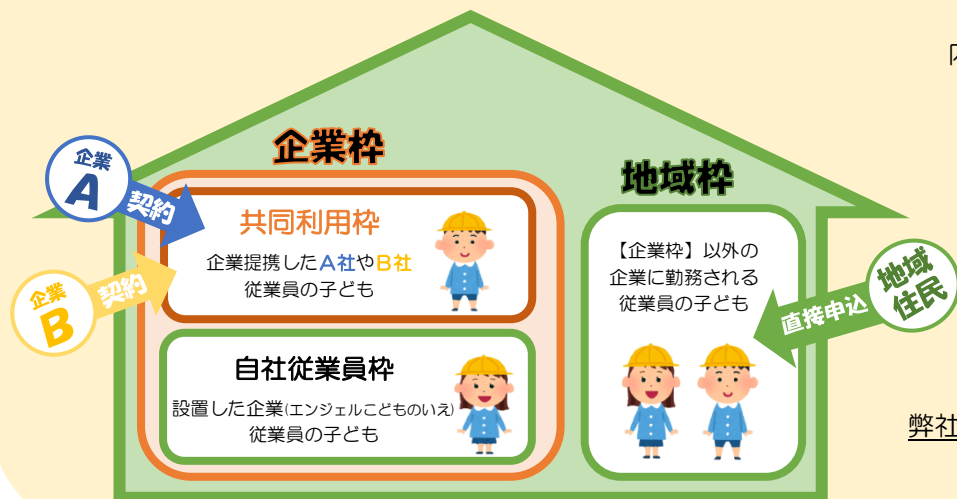


企業主導型保育施設とは？

平成 28 年度に内閣府がスタートした「企業がつくる保育園」のことで、内閣府所管により公益財団法人児童育成協会の助成を受けて運営される保育園で



- ・市役所への入園申請は不要で、園に直接申し利用ができます。
- ・施設の設置基準、保育士の配置、安全衛生基準他、運営基準等は認可保育施設と同水準！
- ・世帯収入によって利用料（保育料）は変動しません。

企業自らが保育施設を設置しなくても、企業提携をすることで、
弊社が設置した企業主導型保育施設“エンジェルこどものいえ”を「共同利用」できます。

保育の無償化

<対象者>

住民税非課税世帯であり、保育の必要性のある（0 歳児クラス～2 歳児クラスまでの）お子様

保育の必要性のあるお子様とは？

「企業枠」をご利用の場合・・・全てのお子様

「地域枠」をご利用の場合・・・市町村の保育認定（2 号・3 号）を取得しているお子様

※保育認定（2 号・3 号）を受けるためには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市区町村へご確認ください。

<利用料>

利用料（保育料）のご負担は 0 円となります。

※保育料以外に料金が発生する場合、別途のご負担があります。

入園条件

利用対象は以下のいずれかにあてはまる方となります。

<企業枠> 企業間契約を提携している企業様向け枠

1. 法人間提携を行っている法人の従業員のお子様
2. 当社従業員のお子様

<地域枠> 保育園の周辺地域にお住いの方向け枠

1. 一般事業主に雇用されている保護者のお子様
2. 保育認定を受けた地域のお子様

※恒常的に 16 日/月以上ご利用いただける方。

※非正規雇用の方もご利用いただけます。

